

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会公告 第1号

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会契約規程（令和3年4月27日制定）第16条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和4年5月25日

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会長 室井 照平

1	工事番号	第 1 号		
2	工事名	ライフル・スラッグ弾射撃場整備工事		
3	工事場所	会津若松市河東町八田 地内		
4	工種	土木一式工事		
5	工事の概要	施工延長 L=140.0m 切土工 V=7,640m <sup>3</sup> 盛土工 V=4,975m <sup>3</sup> ボックスカルバート工 L=85.5m 側溝工 L=273.1m 集水樹工 N=6.0基 射屋 鉄筋コンクリート造 平家建て 38.47m <sup>2</sup> バッフル（第2～第7） 6.0基 バックストップ庇 1.0基 射屋電気設備工事 1.0式		
6	工期	契約締結の日から 令和5年3月20日（月） まで		
7	予定価格	92,994,000円（税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む）		
8	最低制限価格	最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。		
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時（開札時をいう。）において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。		
	①	福島県工事等請負有資格業者名簿に業者登録があること。		
	②	登録内容	福島県工事等請負有資格業者名簿における発注種別において 一般土木工事に業種登録がある者。	
	③	地域要件	福島県工事等請負有資格業者名簿において、会津若松建設事務所、又は喜多方建設事務所、又は南会津建設事務所、いずれかの管内で登録があること。	
	④	発注種別	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された各付等級に登録されていること。	
	⑤	格付等級		A又はB
	⑥	建設業の許可等	土木工事業 建築工事業	建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	⑦	技術者等の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。  現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。	
	⑧	県において入札参加停止期間中でないこと。		
	⑨	業務実績	同種工事の施工実績を有すること。	
	⑩	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。		
	⑪	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。		

10	入札参加の申込	
①	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書 (会津若松市ホームページ内農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページに掲載。) <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/</a>
②	提出方法	必ず指定様式によりファックスで送信すること。なお、送信後は確認のため下記まで必ず電話連絡すること。
③	提出先	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局 (会津若松市役所農政部農林課) 電話番号 0242-23-9974 FAX番号 0242-36-7143
④	入札参加申込期間	令和4年5月25日(水)から 令和4年6月13日(月) まで (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
11	設計図書の閲覧	
①	閲覧場所	(1) 会津若松市役所ホームページ内農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページ。 <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021042200027/</a> (2) 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局(会津若松市役所農政部農林課)において閲覧可。
②	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書等に対する質問	
①	質問方法	本業務に関する質問は、原則として指定の質問書(会津若松市ホームページ農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページに掲載)によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
②	質問書送付先	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局 (会津若松市役所 農政部農林課) 電話番号 0242-23-9974 FAX番号 0242-36-7143 メールアドレス <a href="mailto:norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp">norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp</a>
③	質問書提出期限	令和4年6月9日(木) 午後5時15分まで
④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者に回答するとともに、会津若松市ホームページ内農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページに掲載する。
13	入札方法	
①	提出書類	入札書 及び 工事費内訳書(会津若松市ホームページ内農政部農林課「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページに掲載) ・入札書 及び 工事費内訳書 は、指定様式により提出すること。 ・入札書 及び 工事費内訳書 は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。 ・入札書記載金額(税抜き)と工事費内訳書の合計金額は一致すること。また、工事内訳書の各小計額又は合計額に誤りがないこと。 ・長形3号(長さ23.5cm、幅12cm)の郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。
②	入札方法	郵便による入札 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
③	郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
④	宛先	〒969-3499 広田郵便局留 会津若松市役所 農政部農林課内 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会 行
⑤	入札書到着期限	令和4年6月15日(水) 上記の宛先に必着 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。

14	開札日時等	
	① 開札日時	令和4年6月17日(金) 午後1時30分
	② 開札場所	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会事務局が指定する場所 (会津若松市役所 河東支所内)
15	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
16	入札保証金	免除
17	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出について、ファックスにより通知する。落札候補者は、通知を受けた日の午後5時15分までに、当該書類をファックスにより協議会に提出し、到着の有無を下記に確認すること。なお、落札候補者が、当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
		(提出先) 会津若松市役所 農政部農林課内 会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会 電話番号 0242-23-9974 FAX番号 0242-36-7143
18	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
		② 地方自治法施行令第167条の4第2号各号に該当すると認められた者のした入札
		③ その他、入札条件又は協議会において特に指定した事項に違反した入札
19	契約事項	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会契約規程に基づき契約締結する。
20	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会契約規程第7条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、協議会長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
		① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
		② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
21	その他	① 郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
		② 郵便入札の手引き(制限付一般競争入札 ライフル・スラッグ弾射撃場整備工事)を熟知の上、入札に参加すること。
		③ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((一財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。
		④ 本公告に係る規程、様式等については会津若松市ホームページ内農政部農林課に「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」のページで閲覧、ダウンロードが可能。
		⑤ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。